

優良繁殖牛群緊急整備支援事業（導入支援分）実施要領

（趣旨）

第1条 優良繁殖牛群緊急整備支援事業（以下、「本事業」という。）の実施については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号、令和5年12月22日一部改正）熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 褐毛和種繁殖牛の増頭を目的とする。

（事業実施主体）

第3条 本事業の事業実施主体は、公益社団法人熊本県畜産協会（以下、「畜産協会」という。）とする。

（取組主体）

第4条 本事業の取組主体は以下の通りとする。

農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、農業者の組織する団体

（事業内容）

第5条 本事業は、褐毛和種の繁殖基盤強化を目的に第4条の取組主体の構成員が優良な褐毛和種繁殖雌牛を増頭するための取組に必要な経費を支援する。

（1）褐毛和種繁殖雌牛増頭奨励金

取組主体の構成員が褐毛和種繁殖雌牛を増頭した場合に増頭実績に応じて奨励金を交付する（定額）。

（2）付帯事務費

事業実施主体が行う事業を円滑に推進するための取組に必要な経費（定額）。

（事業の要件など）

第6条 第5条（1）の奨励金の交付対象者は次に掲げる要件を満たすものとする。

（1）肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を締結している者とする。

（2）褐毛和種繁殖雌牛の増頭計画を有していること。

（3）奨励金の交付対象となる繁殖雌牛（以下「対象牛」という。）は、期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げる から の全ての要件を満たすものとする。

繁殖目的に飼養されている褐毛和種であること。

事業実施年度の12月31日時点での月齢が満9カ月齢以上であること。

導入時点での月齢が、満14カ月齢未満であること。

国又は独立行政法人農畜産業振興機構から繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。また、熊本県が実施する家畜導入事業による補助金の交付を受けていないこと。

対象牛の産肉形質のうち、枝肉重量、脂肪交雑、ロース芯面積のいずれかの形質における期待育種価もしくは期待の期待育種価(以下「育種価」という。)が熊本県の育種価の上位2分の1以上であること。

(4) 奨励金の交付対象頭数は、期末頭数から期首頭数を差し引いた頭数とし、1生産者あたり25頭を上限とする。また、期首頭数及び期末頭数の定義は以下のとおりとする。

期首頭数

事業実施前年度の1月1日現在における満9カ月齢以上の繁殖雌牛飼養頭数とする。

期末頭数

事業実施年度の12月31日現在における満9カ月齢以上の繁殖雌牛飼養頭数とする。

(5) 取組主体は、繁殖雌牛の増頭を行う構成員ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成し、育種価を確認できる書類及び個体識別番号等で確認するとともに、これを保管するものとし、実績報告時に写しを事業実施主体に提出するものとする。

(補助事業対象経費及び補助率等)

第7条 本事業の補助対象経費及びこれに対する補助単価等は、別表のとおりとし、県は予算の範囲内において助成する。

(補助金等の交付申請)

第8条 要項第6条第2項に規定する補助金の交付申請に添付する事業計画書は、別記第1号様式のとおりとする。

(補助金の変更交付申請)

第9条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書に添付する事業変更計画書は、別記第1号様式および別記第2号様式を準用する。

(補助金の交付)

第10条 要項第15条第2項の規定により、補助金の概算払又は前金払を受けようとする場合は、補助金概算払(前金払)請求明細書(別記第3号様式)を添付するものとする。

(実績報告)

第11条 要項第13条第2項の実績報告に添付する関係書類は、次のとおりとする。事業実施主体は、事業実施年度の3月末までに実績報告を県に提出するものとする。

(1) 事業実績(別記第1号様式および別記第2号様式を準用する)

(2) 繁殖牛台帳の写

(3) 対象牛が育種価条件を満たしていることが確認できる資料。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和6年3月25日から施行し、令和6年4月1日から適用するものとする。

別表（要領第 5 条関係）

補助対象経費	補助率
(1) 褐毛和種繁殖雌牛増頭奨励金	(1) 定額 (100 千円/頭)
(2) 付帯事務費	(2) 定額 (500 千円以内)